

府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 15 年 12 月 25 日規則第 64 号）

最終改正:平成 20 年3月 31 日規則第4号

改正内容:平成 20 年3月 31 日規則第4号 [平成 20 年 12 月 25 日]

○府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成 15 年 12 月 25 日規則第 64 号

改正

平成 20 年3月 31 日規則第4号

府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年府中市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の募集）

第2条 市長は、公募により募集を行う場合は、次の事項について告示するものとする。

- （1）指定管理者の要件が限定されている公の施設にあっては、当該要件
- （2）指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
- （3）指定管理者が行う公の施設の管理の業務の範囲
- （4）指定管理者の指定の期間
- （5）指定申請の期間
- （6）その他市長が必要と認める事項

（指定申請書の提出等）

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第3条第1項に規定する事業計画書及び収支計画書並びに次に掲げる書面を添付しなければならない。

- （1）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- （2）法人にあっては、当該法人の記載事項証明
- （3）前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書
- （4）その他市長が必要と認める書面

（事業報告書記載事項）

第4条 条例第8条第4号に規定する事業報告書の作成に際し、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとは、業務上保有し、管理することとなった個人情報の取扱い実績をいう。

（その他）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年3月 31 日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。